

東浦町と株式会社好生館プロジェクトとの若者活躍促進に係る連携協定書

東浦町（以下「甲」という。）と株式会社好生館プロジェクト（以下「乙」という。）は、若者の活躍支援に係る取組の充実を図るために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携して、若者の活躍促進を支援することにより、自治意識の高揚や協働によるまちづくりの機運を高めることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携する。

- (1) 若者活躍促進の取組に対する参画・協働に関するここと
- (2) 若者活躍に関する情報交換及び周知に関するここと

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の具体的な実施内容については、甲乙合意のうえ、乙の業務として行い得る範囲で決定する。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者との連携協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、本協定の変更を行うものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定書の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間内にかかわらず、解除予定日の1ヶ月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動に関し知り得た情報について、本協定の有効期間内及び有効期間終了後に、第三者に開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を定められた場合はこの限りではない。

（協議）

第7条 本協定の定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年6月21日

甲 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地

東浦町

東浦町長

神谷 明彦


乙 愛知県名古屋市中区錦1丁目10番地の12

服部ビル10階

株式会社好生館プロジェクト
代表取締役社長

横井 優樹
